（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正）

第百三十一条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四　心身の故障により特定物質の製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正）

第百三十二条　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四　心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（産業競争力強化法附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）

第百三十三条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の五第四項第三号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条の五第四項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（アルコール事業法の一部改正）

第百三十四条　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号、第五条第六号、第十六条第二項第三号及び第二十六条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

（弁理士法の一部改正）

第百三十五条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「禁錮」を「禁錮（一）」に改め、同条第九号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第十号を次のように改める。

十　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第百三十六条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「後見開始若しくは保佐開始の審判を受けた」を「心身の故障のため代表者の職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者に該当するに至った」に改める。

（クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正）

第百三十七条　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四　心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の一部改正）

第百三十八条　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第三号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第八条第四項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十五条第六項中「第八条第一項から第三項まで」を「第八条」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第百三十九条　産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」に改める。

（水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部改正）

第百四十条　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

第二十八条第二項第二号中「第六条第二項」の下に「、第七条第三号」を加える。

第十章　国土交通省関係

（船員職業安定法の一部改正）

第百四十一条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により船員派遣事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十条第五項中「第四号」を「第五号」に改める。

第七十六条中「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改め、「未成年者」の下に「及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」を加える。

第百三条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

（建設業法の一部改正）

第百四十二条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十三号まで」を「第十四号まで」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者